

# 埼玉県中小企業制度融資 基礎研修会

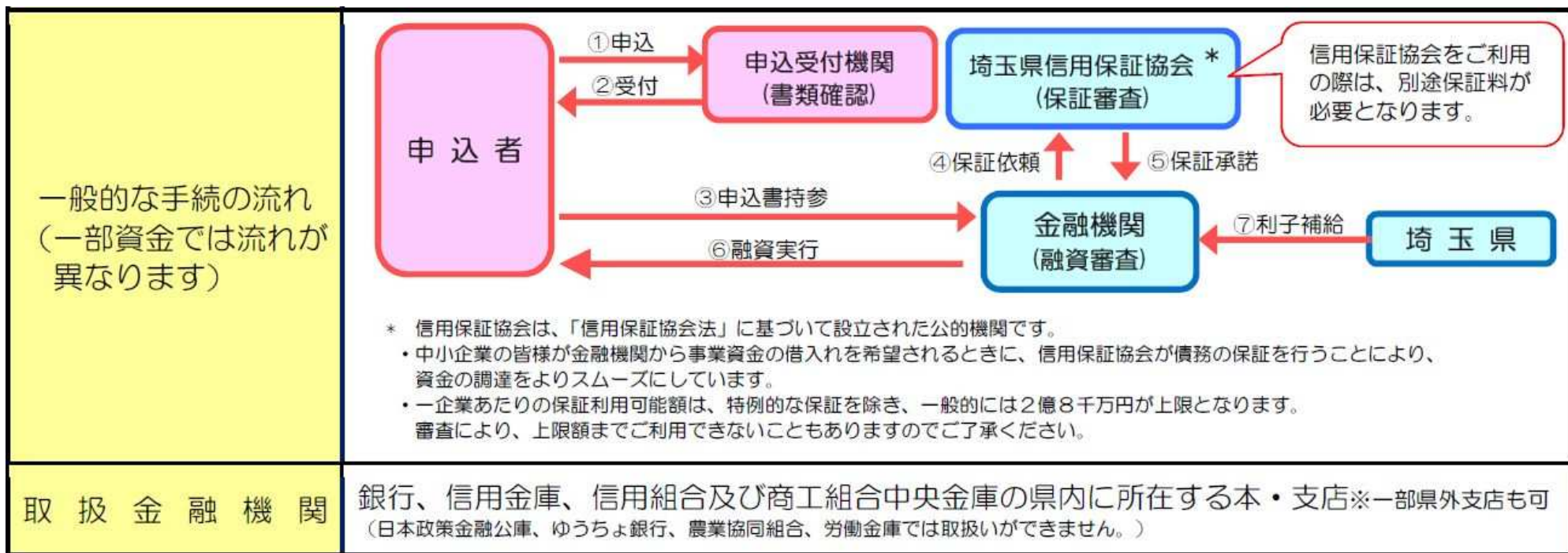
産業労働部 金融課

# 本日の内容

- 1 制度融資の仕組みと手続の流れ
- 2 資金メニューについて
- 3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について
- 4 受付・融資実行にあたっての留意事項
- 5 個別資金の概要、留意点
- 6 県ホームページの掲載内容について

# 1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.2から抜粋)



## 2 資金メニューについて

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.3から抜粋)



### 3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」参照)

- ・ 融資利率は中小企業者が借り入れる際の上限利率(この範囲内で金融機関が設定する。)
- ・ 金融機関が受け取る利率は 融資利率 + 県からの利子補給率(いずれのメニューも最終的に金融機関の受け取る利率に差はほとんどない。)

埼玉県中小企業制度融資一覧表

令和6年4月1日時点

資金名	融資利率(年以内)					融資期間 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
	1年以内 (~12月)	1年超 3年以内 (13月~36月)	3年超 5年以内 (37月~60月)	5年超 10年以内 (61月~120月)	10年超 15年以内 (121月~180月)	
① 事業資金 一般貸付	1.1%	1.5%	1.6%	1.7%		返済1年超10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
② 事業資金 短期貸付	1.5%					返済1年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
③ 小規模事業資金 (2022年度創設(再借換を含む)) [経営革新支援特別に適用する場合]	1.4%	1.5%	1.6%			返済10年以内 満期7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
④ 起業家育成資金	1.3%	1.4%	1.5%			返済10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑤ 設備投資促進資金 (E-CO2+5%-DX-事業再構築実行)	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%		返済1年超10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑥ 経営革新計画促進貸付	1.0%	1.1%	1.2%	1.4%		返済1年超10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑦ 事業承継特別貸付	1.1%	1.2%	1.3%			返済1年超10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑧ 事業承継支援貸付	1.1%	1.2%	1.3%			返済1年超10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑨ 社会貢献企業等優遇貸付	1.3%	1.4%	1.5%			返済1年超10年以内 満期1年超7年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑩ 海外投資貸付	1.3%	1.4%	1.5%			返済1年超10年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑪ 産業立地貸付	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%		返済1年超12年以内 (10年以内:返済開始日(月)-返済終了日(月) <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑫ 経営安定資金 大指指定等貸付	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%		返済1年超10年以内 (10年以内:返済開始日(月)-返済終了日(月) <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑫の2 知事指定等貸付	1.2%	1.3%	1.4%			返済1年超10年以内 (10年以内:返済開始日(月)-返済終了日(月) <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑬ 伴走支援型経営改善資金	0.9%	1.0%	1.1%			返済10年以内 満期10年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑭ 経営あんしん資金	1.4%	1.5%	1.6%			返済1年超10年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑮ 企業/パワーアップ資金	金融機関所定利率					返済1年超10年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>
⑯ 借換資金(再借換を含む)	金融機関所定利率					返済1年超10年以内 <返済開始日(月)-返済終了日(月)>

融資額(万円)	信用保証・保証料(年以内)	利子補給率(%)	責任共有	融資枠(億円)	資金名
返済5,000万円(借換+優待) 満期1年超7年以内(借換+優待) 満期1年超6,000万円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.64	0.1	○	300	① 事業資金 一般貸付
返済3,000万円(借換+優待) 満期1年超7年以内(借換+優待) 返済1年超3,000万円(借換+優待) 返済1年超3,000万円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.64	0.475 0.075	○	200	② 事業資金 短期貸付
2,000万円 返済1年超2,000万円	0.50~1.76付与+ (保証料0.80)	0.1 0.2	×	300	③ 小規模事業資金 (2022年度創設(再借換を含む)) [経営革新支援特別に適用する場合]
返済3,000万円 返済3,000万円 返済1年超3,000万円	0.80付与+ (保証料0.80)	0.5	×	100	④ 起業家育成資金
返済1億5,000万円(上場+優待、2億円) 満期1年超7年以内(上場+優待) 返済1年超1億5,000万円(上場+優待、2億円)	付与+ 0.45~1.64	0.5 0.6	○	250	⑤ 設備投資促進資金 (E-CO2+5%-DX-事業再構築実行)
返済1億円(借換+優待) 満期1年超1億円 返済1億円(借換+優待) 返済1億円(借換+優待)	付与+ 0.77	0.5	○	50	⑥ 経営革新計画促進貸付
返済1億円(借換+優待) 満期1年超1億円 返済1億円(借換+優待)	0.20~1.15付与+ 0.45~1.64	0.5 0.3	○	50	⑦ 事業承継特別貸付
返済1億円(借換+優待) 満期1年超1億円 返済1億円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.64	0.3	○		⑧ 事業承継支援貸付
返済1億円(借換+優待) 満期1年超1億円 返済1億円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.64	0.3	○		⑨ 社会貢献企業等優遇貸付
返済1億円(借換+優待) 満期1年超1億円 返済1億円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.64	0.3	○	50	⑩ 海外投資貸付
20億円(借換+優待)(保証料0.80) (上場+優待)	0.45~1.99	0.2 0.1	○		⑪ 産業立地貸付
返済8,000万円(借換+優待)(保証料0.80) 返済8,000万円(借換+優待) 返済1億2,000万円(借換+優待) 返済1億2,000万円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.64	0.4	×	400	⑫ 経営安定資金 大指指定等貸付
返済8,000万円(借換+優待)(保証料0.80) 返済8,000万円(借換+優待) 返済1億2,000万円(借換+優待) 返済1億2,000万円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.59 (保証料0.68)	0.4	○		⑫の2 知事指定等貸付
返済1億円(借換+優待) 満期1年超1億円 返済1億円(借換+優待)	付与+ 0.2%保証料 0.45~1.59 0.2~1.15保証料	0.6	×	1000	⑬ 伴走支援型経営改善資金
8,000万円 返済1年超8,000万円	付与+ 0.45~1.64	0.2	○	200	⑭ 経営あんしん資金
2億円(借換+優待) 返済1年超2億円(借換+優待) 返済1年超2億円(借換+優待)	付与+ 0.45~1.59 (保証料0.80) (保証料0.68)	-	○	200	⑮ 企業/パワーアップ資金
1億円 返済1年超1億円	付与+ 0.45~1.64 (保証料0.80) (保証料0.68)	-	○	500	⑯ 借換資金(再借換を含む)

\* 事業若くは個人保証提供に適用する場合に、0.25%又は0.45%が上乗せとなります。

# 4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」 p.2~11を参照)

**■ 融資対象者の要件** 資金によって行われる融資の趣向が異なります。

原則として次の1から9の全てに該当することが中小企業制度融資の対象者要件です。

- 保証対象業種<sup>1)</sup>に属する事業を営む中小企業者<sup>2)</sup>及び中小企業組合<sup>3)</sup>であること(下記参照)。
- 申込日より1年以上引き続き基内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において**基内のみに事業所を有している場合**については、県外での事業を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ⇒Q&A: 1-42~1-43
  - 【例外】・産業育成基金、産業創造基金(非営利組織支援貸付)の一種、経営安定基金(大規模貸付)及び設備更新・新事業促進、県庁認定基金(知事認定貸付)貸付期間中、作付支援奨励金等の資金の一種、経営者個人・資金の一部はなし。
  - ・産業創造基金(非営利組織支援貸付)、産業創造基金(産業立地貸付)の一種は、「優良1年以上」はなし。
- 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ⇒Q&A: 1-42~1-43
- 開業等に許可、認可、登録等が必要とする場合は、その許可認可等を取得していること。 ⇒11(一部参照) ⇒Q&A: 1-30~1-39
- 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に遅滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 手形交換所等の取引停止処分でないこと。
- 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと思われる者に該当しないこと。

- 1) 保証対象業種
  - 農林漁業、金融業(一部例外あり)、半導体法人、非営利法人等を除く、一般にいう両工業のほとんどの業種が対象となります。 ⇒Q&A: 1-41~1-44
  - 漁業種がある場合には埼玉県漁業保証協会に加盟すること。
- 2) 中小企業者
  - 資本金の額(出資の総額)又は専任使用する従業員(常用雇用者)とそれに準ずる臨時雇用者)等の数(人数)が下表に該当する個人、会社(土業法人を含む)、協会の主たる事業とする個人、NPO法人 ⇒Q&A: 1-42~1-44

業 種	資本金 (純出の総額)	従業員数
■ 下掲以外の業種 (例:製造業・建設業・不動産業・流通業・多額(100万円)以上の旅行業 ■ 自動車修理業・中古車販売(小分類別)・情報処理業(業(業分類別)) ■ 商業上の上乗せする個人(商業局長の所)	300万円以下	300人以下
■ 法人型/協会の業種(建設業・建設機械貸付、リース業等、業種の「中小企業者区分」)	100万円以下	300人以下
■ 個人型	100万円以下	100人以下
■ 小企業	500万円以下	50人以下
■ 準小企業 ■ 個人型/協会の業種(産業育成基金)	5千万円以下	100人以下
■ 準大企業		200人以下

- ・中小企業基本法による「中小企業者」の範囲と異なる場合あり
- ・資本金が標準を超過、従業員数が標準の範囲を超過している場合、申請書類が別 ⇒Q&A: (20)
- ・雇用契約のないパートタイムや兼務者等は従業員数に含めないため、NPO法人については別に留意が必要
- ・以下の資金についてはNPO法人は不可
- ・小規模多業貸付、産業育成基金、産業創造基金(非営利組織支援貸付)、産業創造基金(非営利組織支援貸付) 案件、産業創造基金(企業立地貸付) 案件
- 3) 中小企業組合
  - 中小企業者が事業の政變を図るために組織する場合で、組合又はその構成員の9分の2以上が保証対象業種に属する事業を行うもの

理 由	内 容
事業協同組合	経営の合理化等のため加盟・退社・提携など共同事業を行う組合
事業協同小組合	同(組合員数が従業員5人(商業上)未満)以下)
協同組合連合会	組合員が属する各組合の代表者等が共同して組織する組合
企業組合	組合員が属する各組合の代表者等が共同して組織する組合
産業組合	企業協同組合の組合員が主たる一部・全部を組織して組織
協同組合	組合員の多額の投資助成のための調査研究、施設教育等を実施
協同組合連合会	小規模・中規模の協同組合の協同組合を組織する組合
協同組合連合会	小規模・中規模の協同組合の協同組合を組織する組合
協同組合連合会	協同組合連合会

**■ 資金使途** 資金によって行われる融資の趣向が異なります。

- 1) 運転資金と設備資金について
  - 原則として、会計帳簿上、資産計上義務し、減価償却を行うもの(構築物、土地取得費、取得費、取得費、取得費)の取得や償却しえない限りの支出に必要資金は「運転資金」として区分しています。
  - 設備資金 (資産計上を要し減価償却を行うもの) の一覧
    - ・ 減価償却資産 (所得税法施行令第6条)
      - ① 建物及びその附属設備 ② 機械及び装置 ③ 船舶 ④ 航空機 ⑤ 車両及び運搬具
      - ⑥ 工具、器具及び備品 ⑦ 無形固定資産 (特許権・ソフトウェア・営業権等)
    - ・ 土地建物等の負債に伴う保証金及び敷金(経営安定基金(大規模貸付等)貸付期間中を除く)
  - (注) 同一設備を対象とした複数貸付の併用は不可。 ⇒Q&A: 1-42~1-52
- 2) 融資対象とならない資金使途
  - (1) 設備資金
    - ① X 土地取得費 (減価償却資産に当たらず資産の形成に当たらないため、原則として対象外)
      - 【例外】・ 中小企業組合が事業資金(一般貸付)を利用する場合
      - ・ 設備投資促進基金(建物取得等の場合)
      - ・ 産業創造基金(事業承継支援貸付及び事業承継特別貸付)で事業に不可欠な建物が存在する土地・経営者継承法(認定を受けた土地)の場合
      - ・ 産業創造基金(産業立地貸付)の一種
    - ② X 住宅(住宅・組合)
      - 【例外】・ 産業創造基金(事業承継支援貸付)の対象者要件における経営者継承法(認定を受けた)融資種別
      - ・ 産業創造基金(海外投資貸付)における海外法人への出資資金
    - ③ X 株式取得費 (減価償却資産に当たらず資産の形成に当たらないため、原則として対象外)
      - 【例外】・ 産業創造基金(事業承継支援貸付)の対象者要件における経営者継承法(認定を受けた)融資種別
      - ・ 産業創造基金(海外投資貸付)における海外法人への出資資金
    - ④ X 乗用車取得費
      - 「e・s・t」ナンバーの乗用車<sup>1)</sup>や、乗用車形態の「s」ナンバー車は、確実に事業用に供されることを確認できないため、原則として制度融資の対象外となります。中古車購入の場合は車検取得後、車検がない場合は乗用車やカタログ等で確認してください。オートバイも、乗用車形態の取扱いを付けるなど明らかに事業用の形態のもの以外は対象外となります。
      - (※乗用車: 人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗用車10人以下の普通自動車)

大 概 200万円以下

42-49

対象外

分類管理

普通	自動車の種別による分類管理	
	乗用自動車	軽自動車
乗用自動車	1, 10~19, 100~199	2, 20~29, 200~299
軽自動車	3, 30~39, 300~399	4, 40~49, 400~499
乗用自動車	5, 50~59	6, 60~69
軽自動車	7, 70~79	8, 80~89, 800~899
特殊用途自動車	9, 90~99, 900~999	0, 00~09, 000~099

原則対象 = 対象外

- 【例外】
- ・ 旅客運送、自動車運転代行の営業用車両(タクシー・代行陣車)
  - ・ 自動車貸出の貸出車(レンタカー)
  - ・ 介護施設<sup>1)</sup>の送迎用車両
  - ・ 国土交通省(国土交通省)の委託事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業に供する送迎車に該当する。
- 以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど支障を来すと認められるため、制度的に対象としています。

## 5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.31~38を参照)

### ③ 小規模事業資金

#### ■融資対象者の要件■

次の全てに該当する小規模企業者(組合を含む) ※NPO法人は対象外

主な業種・組合の規模要件	従業員数
各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製菓・製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合(その事業に従事する組員数)・協業組合	20名以内
■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗剤・染物業(クリーニング店等)、医療(個人診療所)・保健衛生業(接骨院・整体等)、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業(税理士・建築士事務所等)、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業(クリーニング等)、学習塾等	5名以内
■事業協同組合(組合又は組員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの)	5名以内(原則として10名以内)

- ①に記載の■融資対象者の要件■1~5、7、8に該当すること。
- 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高(担保保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

#### ■資金使途■

設備資金 店舗の改築又は機械設備の購入等に必要資金  
 運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金  
 ★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ●①②  
 × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 土地、住宅、株式、兼用車の取得資金  
 × 法令に違反する設備及び限外に設置する設備のための資金 × 申込者以外が使用する設備のための資金  
 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象)等

#### ■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
利率	年1.3~1.6%以内(融資期間・特例適用により異なる) ●①② ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内期間 元金均等月賦償還) <small>※融資期間1年以上の場合、一部償還し選択可</small>	7年以内 (1年以内期間 元金均等月賦償還) <small>※融資期間1年以上の場合、一部償還し選択可</small>
担保	不要	
保証人	個人:不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する { 保証料 年0.50%~1.76%以内 特別小口保険利用(個人に限る。)の場合は年0.80%以内 }	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ●①②③	

#### ■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

#### ■融資実行後の手続き■

申込書……設備資金の申込みの場合、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証券書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式3.1)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。  
 取戻金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式3.3)を受付機関に提出すること。

#### ■申込みに必要な書類■ ←それぞれの書類の提出先:p.7、8

1 基本書類→p.7、8に記載の■基本書類■(1)~(10)、(12)~(21)と同様。	
受付機関が申込書類入庫にチェック 「※2現地調査の要・不要」 ●p.25 「※3特別小口保険の取扱い」 ●本ページ下部	
2 本資金の利用に係る必要書類 (1) 納税証明書記載事項等の照会に関する同意書(様式4) ……………	1部(原本)
(2) 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状(様式5) ……………	1部(原本)
※(1)(2)については取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合のみ添付。 ○特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要 a 事業税の納税証明書(法定業種以外の事業を含む場合を除く) ……………	2部(原本1写し1)
b 県民税及び市町村民税の納税証明書(事業税の税額がある場合を除く) ……………	2部(原本1写し1)
3 経営革新企業の特例を受ける場合 (1) 経営革新計画に係る承認書の写し ……………	2部
4 現地調査が必要な場合 ●詳細:p.25	
受付機関は現地調査報告書(様式2.6)を作成 (原本1写し1を窓口申込書経由で取扱金融機関へ提出、取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付)	3部(原本1写し2)
【事業所形態がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居住内事務室」の場合】 (1)a(事業所が自己所有の場合)建物所有権を確保できる書類の写し …………… 例:建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書又は建物の評価証明書等 b(事業所が自己所有でない場合)賃貸借契約書の写し等……………	2部
(2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し(②)を確保できる部分) ……………	2部
(3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類(発注書・領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し(取引先名、所在地、電話番号があるもので直近1年のうち複数月の収収程度……………	2部

#### ○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について

令和5年度から、保証協会の各支部に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援に繋がります。  
 ※ご相談の際は、保証協会所定の「事前照会票」をご利用ください。

#### ○特別小口保険の利用について

小規模事業資金(小規模事業資金の借換制度)の利用を希望する個人事業者は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。(※※制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。)

- 要件①■ 事業税の納税証明書で、課税額があり、かつ完納していること。  
(税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞納なしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。)
- 要件②■ (事業税の課税額がない場合)「県民税及び市町村民税の納税証明書」で、所得割の課税額があり、かつ完納していること。  
(所得割の税額が障害者控除・寡婦(夫)控除によりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。)
- 要件③■ 他の保証制度を利用していないこと。

(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の【個人事業者で特別小口保険希望】「口有」にチェック

(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄※3にチェック

※ ①②いずれも税額がない場合、「口不可」にチェックし、申込者に理由を説明するとともに、小口保証金保証による小規模事業資金の利用(保証料が異なる。)等を検討すること。  
 ※ なお、①②共に、保証の委託の申込日以前1年間に複数回納税額が到来している場合は、他の資金を利用する際と異なり、該当全額での完納を確保できる証明書が必要。

## 5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.39~44を参照)

### ④ 起業家育成資金

#### ■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者(開業後又は会社設立後5年未満の者を含む)で、次の全てに該当するもの  
1 次のア~オのいずれかに該当すること。 ※ 第二会社、会社法上の会社以外は対象外

ア【創業者(開業前)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する者  
(ア)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内(※)に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの  
(イ)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内(※)に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの  
(ウ)自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社(分社化)

※ 開業とは、営業を目的とした事業を反復継続し始めることであり、必要な許可等を得ていることが前提となります。形式的に開業届を出しただけで、事業を反復継続していると認められない場合は、開業届となります。

イ【新規中小企業者(会社設立・開業後)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの  
(ア)開業後5年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの  
(イ)設立後5年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの  
(ウ)他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社(分社化)

ウ 上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

※ 【開業】とは、営業を目的とした事業を反復継続し始めることであり、必要な許可等を得ていることが前提となります。形式的に開業届を出しただけで、事業を反復継続していると認められない場合は、開業届となります。

＜開業の具体例＞ 店舗の開設、工場の稼働開始

エ【再挑戦支援保証】 申込時に保証協会に提供してください。

ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)又はウのいずれかに該当し、かつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社  
(ア)過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化(業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化するをいう)により廃止してから5年未満の者  
(イ)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日(商業登記簿簿本の解散事由が発生した日)において当該会社の業務を執行する役員(社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役員(取締役を兼任する場合を含む)が含まれ、執行役員を兼任しない取締役を含まない)であった者で解散の日から5年未満のもの

オ【スタートアップ創出促進保証】  
ア(イ)(ウ)、イ(イ)(ウ)又はウのいずれか(保証申込受付時点において税務申告1期未終了のものにあっては創業資金総額の1.0分の1以上の自己資金を有する者に限る。)に該当するもの

2 p.21に記載の■融資対象者の要件■3~8に該当すること。

- ・納期未到来の場合、納税要件は確認不要。
- ・再挑戦支援保証利用の場合、求償債務を負担していても申込可能な場合あり。

#### ■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金 ※建物の建築・取得についてはp.54 Q&A-11参照  
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 ●p.23

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金 × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設備済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象) 等

■融資条件■		
	設備資金	運転資金
限度額★	3,500万円	3,500万円
	設備・運転併用の場合は、合計3,500万円	
利率	年1.0~1.2%以内(融資期間より長くなる場合は●p.21)	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内償還 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内償還 元金均等月賦償還)
担保	不要	
保証人	個人:不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ※スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要	
信用保証	付する(保証料 創業関連保証及び再挑戦支援保証 年0.80%以内 スタートアップ創出促進保証 年1.00%以内)	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ●p.25	

★償還額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金(新事業創出貸付・独立開業貸付)、女性・若者経営者支援資金(女性・若者起業家支援貸付)の償還も算入するものとします。

#### ■受付機関■

申込者の事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業・ベンチャー支援センター埼玉

#### ■融資実行後の手続き■

申込書……設備資金の申込書の場合、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、総務書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式3.1)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取戻金申請書……遅やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式3.3)を受付機関に提出すること。  
(スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合)スタートアップ創出促進保証制度に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

#### ■申込みに必要な書類■ ●それぞれの書類の提出先: p.7、8

1 基本書類…p.7、8に記載の■基本書類■(1)~(10)、(12)~(21)と同様 ・受付機関が指定保証協会に入庫にチェック「※2提出書類の要・不要」 ●p.25 ・申請書の写しを提出し、受付機関が申請書(様式2.6)を作成(原本1部1名宛に4名宛まで送付可能)提出、送付書類(原本1部保証協会へ送り) ・1期目の返済計画又は決算が終了していない場合は、確定申告書(決算書)は不要 ・納期が滞りしていない場合、納税記録等は不要 ・基本書類(16) 定款の写しの写しを提出してください。	3部(原本1部1名)
2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に応じ添付) (1) 要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合 創業・再挑戦計画書(様式8-1) ………………	2部(原本1部1名)
(2) 要件オの場合 保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証併用) ………………	2部(原本1部1名)
(3) 特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件ア(ア)は1か月、ア(イ)は2か月)を超えて開業する計画がある場合 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書……………	2部(原本1部1名)
(4) 以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要 資格要件申告書(様式8-2) ………………	2部(原本1部1名)
(5) 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し(ア)要件の場合のみ必要……………	2部
(6) 解散登記のある商業登記簿簿本又は閉鎖事項全部証明書の写し (イ)要件の場合のみ必要……………	2部



## 7 県ホームページの掲載内容について

「一般向けページ」と「関係機関向けのページ」を県ホームページにおいて公開

### (1) 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

The screenshot shows the website's navigation bar with categories like 'Home', 'Living/Environment', 'Health/Welfare', 'Jobs/Industry', 'Culture/Education', 'Local Information/Statistics', and 'Emergency Information'. Below the navigation is a breadcrumb trail: 'トップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資'. The main content area has a green header with the title '中小企業向け制度融資'. Below the title, there is introductory text about the financing system. A sidebar on the left lists related topics such as 'Women's Active Participation', 'Small Business Support System Financing', 'Overseas Business Support', 'Business Succession Support', 'Business Continuity Plan (BCP)', and 'Small Business Support System Financing'. At the bottom, there is an 'お知らせ' (Notice) section with a date and a '埼玉コンシェルジュへようこそ!' (Welcome to Saitama Concierge!) banner for a multilingual AI chatbot.

The screenshot shows a search bar with the text 'キーワードから探す' (Search by keyword). Below the search bar, there are two radio buttons: 'キーワードで検索' (Search by keyword) and 'ページ番号で検索' (Search by page number). The search bar contains the number '4171'. To the right of the search bar is a magnifying glass icon and a '検索方法' (Search method) link.

#### 【制度融資のご案内】（パンフレット）

制度融資の概要、各資金メニューの一覧等について記載した冊子〔紙媒体の配布及び県HPの公開〕

#### 【資金メニュー別チラシ】

資金メニューの特徴や諸条件、必要書類等について記載したチラシ〔県HPの公開〕

#### 【県指定様式集】

申込みに必要な各種様式〔県HPの公開（制度融資の手引にも記載あり）〕

## 7 県ホームページの掲載内容について

### (2) 関係機関向けページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

ページ番号で検索 → 「24285」

#### 【制度融資の手引】

関係機関向けに作成している各資金必要書類やQ & A等を記載した冊子〔県HPの公開〕

#### 【関係機関向けの通知等】

制度融資要綱の改正通知や利子補給等に関する照会〔E-mail・FAX等の送信及び県HPの公開〕

ご静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課